

記載箇所			Q質問	A回答
1	全体	-	「設計変更等ガイドライン」を契約の一事項として扱うと説明にあったが、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）」の1冊が契約事項に含まれるという解釈で正しいか。	P114特記仕様書記載例のとおり「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）」の1冊が契約事項に含まれます。
2	全体	-	国交省との共通化を優先すること自体は、やむを得ないものと思われるが、設計変更手続きを明確化すると、費用の精算が厳密化することとなる。 これまでの県土整備部の設計変更スタイルから大幅に変化することが想定されるため、安全講習会のように地域ブロック毎に貴課より説明会を開催願いたい。	品確法の改正に当たり「適切な設計変更」が運用指針の重点項目に挙げられたことにより設計変更における手続き等を明確化した。 ただし、設計変更の方法については、『平成28年2月に打合せ簿（指示書）に概算金額を記載すること』という記載が増えたが、設計変更の方法については従来と同様に契約書等に基づくものである。
3	全体	-	ガイドラインを契約の一事項として扱うのであれば、用語の定義を明記、解説すべきである。	契約書及び共通仕様書（1-1-13工事の一時中止、1-1-14設計図書の変更、1-1-15工期変更 等）の解説であるため用語の定義は契約書及び共通仕様書によるものとする。
4	P 6	(6) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ	「※契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨を記載する。・・・特記仕様書に明記すること。」 共通仕様書へ次回改訂時に土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの位置づけについて明記する予定はあるのか。 共通仕様書の改訂までの間、特記仕様書に変更基準の明確化、「設計変更」、「工事一時中止」の運用徹底を図るため当該ガイドラインの位置づけについて明記すること。」とすべきではないか。	現時点では「共通仕様書」に記載する予定が無いため特記仕様書への記載のままとします。 (理由) 本来は、契約書及び共通仕様書（1-1-13工事の一時中止、1-1-14設計図書の変更、1-1-15工期変更 等）の解説であるため共通仕様書に直接位置づけるものではないこと、受発注者の相互理解のために契約に位置づけていることを踏まえ、共通仕様書の上位にあたる特記仕様書に記載することとしている。
5	P 8	設計変更が可能なケース。	発注者・受注者は対等な立場のため、国バージョンに準じて良いのではないか。	設計変更の契約の方法が国と県では異なります。 県では、変更内容に対して官積算した額に請負率を掛けて決定するが、国においては変更内容に対し受注者の札入れ価格で契約をいたします。 そのため、国では受注者からの協議に対し見積もりを付けることで変更額を把握しています。 なので、県においては官積算の金額に対して変更額を把握する必要があるため、記載内容を変更しております。
6	P 9	【発注者からの先行指示、協議による指示】	「指示書へ概算金額の記載を行う。」 参考値とはいえ、数字で表現したものは具体性を持つため、その取り扱いには慎重を要し、記述が必要な場合は十分精査すべきと考える。 概算金額の記載については、発注者から協議なしに指示を出す場合のみにした方がよいと考える。 (理由) 協議による変更は、状況によって施工内容が変わる可能性もあり、その幅によっては概算金額が大きく変わることも想定される。あくまでも「参考値」ということであるが、金額だけが独り歩きすることが危惧される。	概算金額を記載する理由 変更において受発注者間で認識を統一することが重要であり、指示や協議内容だけでなく金額を把握することを必要とする。 また、概算金額を算出できるだけの協議書、指示書が作成されることから適正な契約変更が可能になると考えている。 施工内容が大きく変わればその都度、協議や指示を出すのは従来通りであり、支障はないものと考えます。
7	P 2 1	2) 設計変更に必要な資料の作成	「設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し」、「書面による指示に基づいた設計変更に係る資料の作成業務については、契約変更の対象とする」とあるが具体的にどのような場合を該当となるのか。	P 1 5、P 1 6 (5) 「設計図書の照査」の範囲を超えるものに該当する項目であり、書面により協議し、書面による指示に基づいた設計変更に係る資料の作成業務を対象とする。

記載箇所		Q質問	A回答
8	P 2 5 P 2 6	7. 指定・任意の使い分け 【指定と任意の考え方】の表	指定・任意の使い分けがよく分からないので、このような仮設は指定となり、このような仮設は任意となるとの、具体的な例示が欲しいです。
		設計変更ガイドラインとしては、設計変更の際に「指定・任意」をどのように扱かが本題となっております。 また、「〇〇工法なので指定」等、一概に示すことが難しいため、具体的な記載は致しません。	
9	P 4 1	(2) 工事短縮を行った場合	増加費用を見込む場合の主な事例 □ パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用 □ 当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手に要する費用 発注者の指示によるものなのか、背景が不明。主な事例として不適。工種追加による変更増額のことであり、工事一時中止および工期短縮との関係が不明。主な事例として不適。
		一時中止に伴う工期短縮は、「発注者の都合で工期延期できない場合」なので発注者からの 工期短縮の指示 をする。 工期短縮により、工法変更やパーティー数の変更等が必要となった際に設計変更の対象とする。	
10	P 6 4	工事一時中止に係るガイドライン(案)増加費用に関する基本事項	増加費用に関する基本事項 対象工事 (S57.3.29本省通達) 発注者が、契約書21条の3項の負担額を負担する工事は下記の条件を満たす工事とする。 ・予測し難い理由により中止した工事 ・施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって(指示した期間)中止した工事 ・著しい増し分費用が生じた工事 (意見) 一時中止が分離分割した他の工事に起因する場合についても上記の対象となるのか。
		分離分割した他の工事に起因する場合においては、工事中止の理由等によると思うが、『予測し難い理由により中止した工事』として扱うことができるものと考える。 * 本件の様なケースについては事前に技術管理課にご相談ください。	
11	P 8 7 ~ P 9 1	照査項目チェックリスト	このチェックリストは必ず受注者から提出させるべきものか? チェックリストの具体的な運用例を知りたい。
		P85、P86に記載されているとおり照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に資料を提出し報告するための資料となります。	
12	P 111	V 受発注者間のコミュニケーション 三者会議・ワンデーレスポンス	記載場所が「設計変更ガイドライン」から「受発注者間のコミュニケーション」へと移行されることだが、担当者への説明資料の段階では、「三者会議」や「ワンデーレスポンス」自体がなくなってしまうかのような誤解を招く書き方だった。 改定時には新旧表をつけるなど、現場に混乱を招かないよう配慮願いたい。
		資料について、修正いたします。 また、今回の改定は設計変更ガイドライン(総合版)が契約の一事項となることから県独自の表現や事例を削除し可能な限り『国』に体裁等を合わせたものとなります。 そのため、制度が変わったことによる時点修正等と異なるため、新旧対照表での対応が困難であることから、各々資料での対応でご了承ください。	
13	別冊	土木工事条件明示の手引き(別冊)	「土木工事条件明示の手引き(案)」の現場での活用方法について、明確にしてほしい。
		「土木工事条件明示の手引き(案)」について「施工条件の明示」の資料として活用していただく。 現状においても「施工条件の明示」を設計図書に添付していると思いますが、その条件明示に毎回同じものを使いまわすのではなく、実際の現場条件等に即したものであるように「土木工事条件明示の手引き(案)」を参考に記載してください。	